

市制施行後の住所表示と 変更手続きのお知らせ



那珂川町は、**平成30(2018)年10月1日**に

県内29番目の市「**那珂川市**」となります。

この冊子には、市になった後の住所表示や各種変更手続きなどについて

掲載していますので、是非ご覧いただき、

手続きが必要な場合は参考にして下さい。



市制施行に伴い 住所表示が変わります

市制施行に伴い、平成30年10月1日から皆さんの住所の表示が変わります。

1. 住所表示の変更点

ちくしぐんなかがわまち なかがわし

「**筑紫郡那珂川町**」が「**那珂川市**」になります。

(変更前) **福岡県筑紫郡那珂川町**

(変更後) **福岡県那珂川市**

例 那珂川町役場(市役所)の場合

福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号

福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

2. 大字・郵便番号などについて

(1) 町名(市名)以降の表記に変更はありません。

(2) 土地の地番の変更はありません。

(3) 郵便番号の変更はありません。

(4) 電話番号の変更はありません。

「市役所」に名称が変わります

市制施行に伴い、「那珂川町役場」から「那珂川市役所」に名称が変更されます。

本庁舎の所在地 (平成30年10月1日から)

〒811-1292

福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL.092-953-2211(代表)

その他、メールアドレスやホームページアドレスが変更となります。
詳細については、広報紙やホームページに掲載しますのでご確認下さい。

3. 各種変更手続きについて

市になることによって、皆さんがお持ちの各種証明などについて、

平成30年10月1日以降、住所変更の手続きが必要かどうかを次の通りまとめました。手続きが必要な場合やこの手続き一覧に掲載のないものについては、直接関係機関へご確認ください。

(1) 自動車運転免許証・自動車検査証など

件名	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1 自動車運転免許証	不要	<p>手続きの必要はありません。</p> <p>市制施行後、次の更新時までそのまま使用できます。更新前に本籍・住所表示の変更を希望される方は、県内の自動車運転免許試験場又は警察署で手続きをすることができます。</p> <p>(新住所などは、免許証の裏側に記載されます。)</p>	<p>春日警察署 交通課</p> <p>住所／春日市原町3丁目1番地21</p> <p>Tel.092-580-0110</p>
2 運転経歴証明書	不要	<p>手続きの必要はありません。</p> <p>ただし、記載住所の変更を希望される方は、県内の運転免許試験場又は警察署で手続きをすることができます。</p>	
3 自動車検査証 (普通自動車・250cc超の) (小型二輪車)	不要	<p>手続きの必要はありません。</p> <p>市制施行後、次の更新時までそのまま使用できます。更新前に住所変更を希望される方は、手続き方法などを右記にお問い合わせ下さい。</p>	<p>九州運輸局 福岡運輸支局</p> <p>住所／福岡市東区千早3丁目10-40</p> <p>Tel.050-5540-2078</p>
4 自動車検査証 (軽四輪車・軽三輪車)	不要		<p>軽自動車検査協会 福岡主管事務所</p> <p>住所／福岡市東区箱崎ふ頭2丁目2番49号</p> <p>Tel.050-3816-1750</p>
5 軽二輪車 (125cc超え250cc以下)	不要		<p>全国軽自動車協会連合会 福岡事務所</p> <p>住所／福岡市東区箱崎ふ頭2-2-51</p> <p>Tel.092-641-0431</p>
6 原動機付自転車など (125cc以下)、 小型特殊自動車の ナンバープレート ※那珂川町ナンバー	不要	<p>手続きの必要はありません。</p> <p>引き続き「那珂川町」のナンバープレートを使用可能ですが、希望される方は「那珂川市」ナンバーと無料で交換します。</p> <p>ただし、同じナンバー(番号)への変更はできません。</p>	<p>那珂川町 税務課</p> <p>Tel.092-953-2211</p> <p>(内線164・165)</p>

(2) 年金・生保・損保・証券・通帳など

件名		手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1	国民年金手帳	不要	手続きの必要はありません。	ねんきんダイヤル Tel.0570-05-1165(ナビダイヤル) ※050で始まる電話からの お問い合わせは、 Tel.03-6700-1165
2	年金受給者の住所変更	不要		那珂川町 住民課 Tel.092-953-2211 (内線122~125)
3	年金加入者の住所変更	不要		各勤務先など(厚生年金) 厚生年金については各勤務先など にお問い合わせ下さい
4	健康保険の住所変更 (町の国民健康保険を除く)	要確認	お勤め先などにご確認下さい。	各勤務先など
5	生命保険・損害保険・ 有価証券などの住所変更	要確認	各会社などにご確認下さい。	各会社など
6	自動車損害賠償責任 保険証の住所変更	要確認		
7	通帳、キャッシュカードの 登録住所の変更 (町内に支店がある金融機関)	不要	<p>手続きの必要はありません。 ただし、名義変更(ナカガワマチ→ ナカガワシ)を行う場合は手続き が必要です。 下記以外の金融機関についてはご 確認下さい。</p> <p>※町内に支店がある金融機関 株式会社 西日本シティ銀行 株式会社 福岡銀行 株式会社 佐賀銀行 筑紫農業協同組合 日本郵便 株式会社</p>	各金融機関など
8	クレジットカード	要確認	各会社などにご確認下さい。	各会社など

(3) 各種証書など



件名		手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1	住民票・戸籍	不要	手続きの必要はありません。 市制施行後に「市制施行に伴う住所表示等変更のお知らせ」を郵送します。また、必要に応じて証明書を発行します。	那珂川町 住民課 Tel.092-953-2211 (内線112~114)
2	印鑑登録証(カード) 印鑑登録証明書	不要	手続きの必要はありません。 印鑑登録証(カード)はそのまま使用できます。	
3	住民基本台帳カード	不要	手続きの必要はありません。 そのまま使用できます。なお、顔写真付きのカードをお持ちの方で那珂川市への記載変更を希望される方は、カードを持って住民課で手続きをすることができます(代理での手続き方法については住民課へお尋ねください)。	
4	通知カードまたは マイナンバーカード	不要	手続きの必要はありません。 そのまま使用できます。なお、那珂川市への記載変更を希望される方は、各種カードを持って住民課で手続きをすることができます(代理での手続き方法については住民課へお尋ねください)。	
5	在留カード 特別永住者証明書	不要		
6	公的個人認証	不要	手続きの必要はありません。	
7	旅券(パスポート)	不要	手続きの必要はありません。 そのまま使用できます。所持人記入欄の現住所を、各自で訂正して下さい。本籍欄は都道府県のみ記載なので、訂正は不要です。	
8	国民健康保険の ・被保険者証 ・高齢受給者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・はり・きゅう受療証	不要	手続きの必要はありません。 市制施行に伴う新しい被保険者証などの交付については、医療証などの発送時期一覧(p.15)をご参照ください。	
9	介護保険の ・被保険者証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	不要	手続きの必要はありません。 市制施行に伴う新しい被保険者証などの交付については、医療証などの発送時期一覧(p.15)をご参照ください。	那珂川町 高齢者支援課 Tel.092-953-2211 (内線145~147)

件名		手続き	手続き方法など	問い合わせ先
10	後期高齢者医療制度の ・被保険者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・はり・きゅう受療証	不要	手続きの必要はありません。 市制施行に伴う新しい被保険者証などの交付については、医療証などの発送時期一覧(p.15)をご参照ください。	那珂川町 住民課 TEL.092-953-2211 (内線126~128)
11	各医療費補助受給者証 (重度障害者医療証・ こども医療証・ ひとり親家庭等医療証)	不要	手続きの必要はありません。 市制施行に伴う新しい医療証の交付については、医療証などの発送時期一覧(p.15)をご参照ください。	
12	身体障害者手帳	不要	手続きの必要はありません。 そのまま使用できます。	那珂川町 福祉課 TEL.092-953-2211 (内線132~134)
13	療育手帳	不要		
14	精神障害者保健福祉手帳	不要		
15	自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	不要		
16	障害福祉サービス受給者証	不要		
17	地域生活支援事業受給者証	不要		
18	特別児童扶養手当証書	不要	手続きの必要はありません。 そのまま使用できます。	那珂川町 こども応援課 TEL.092-953-2211 (内線192~195)
19	児童扶養手当証書	不要		
20	母子健康手帳	不要	手続きの必要はありません。 そのまま使用できます。	那珂川町 健康課 TEL.092-953-2211 (内線362~367)
21	かわせみバス 利用割引証	不要	手続きの必要はありません。 そのまま使用できます。	那珂川町 高齢者支援課 TEL.092-953-2211 (内線142・143)
22	税などの納付書	不要	「那珂川町」で発行した納付書は、 そのまま使用できます。	那珂川町 各担当課

(4) 土地・建物・商業・法人登記簿など



件名		手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1	土地登記簿・建物登記簿の表題部の所在欄変更	不要	手続きの必要はありません。 法務局において修正します。	福岡法務局 不動産登記部門 住所／福岡市中央区舞鶴3-5-25 Tel.092-721-4575
2	土地登記簿・建物登記簿など不動産所有者の住所変更	不要	手続きの必要はありません。 不動産所有者の住所などについては法務局にて修正しませんが、那珂川市への変更を希望される場合は変更登記が可能です。この場合、「住所表示等変更証明書」又は「市制施行証明書」を添付することにより、登録免許税は非課税となります。	
3	抵当権、借地権などの権利者の住所変更	不要	手続きの必要はありません。 そのまま使用できます。	
4	不動産の登記済証、登記識別情報通知	不要	手続きの必要はありません。 そのまま使用できます。	
5	那珂川町に会社の本店又は法人の主たる事務所がある場合の所在地の変更	不要	手続きの必要はありません。 法務局において修正します。	福岡法務局 法人登記部門 住所／福岡市中央区舞鶴3-5-25 Tel.092-721-9306
6	福岡県内に本店などがあり、那珂川町に会社の支店又は法人の従たる事務所がある場合の所在地の変更	不要		
7	福岡県以外に本店などがあり、那珂川町に会社の支店又は法人の従たる事務所がある場合の所在地の変更	不要	手続きの必要はありません。 福岡県外に本店などがある会社などの支店所在地については法務局で修正しませんが、那珂川市への変更を希望する場合には証明書を添付して変更登記をすることができます。	
8	那珂川町にある会社や法人の役員などの住所変更	不要	手続きの必要はありません。 法務局において修正します。	
9	那珂川町以外にある会社や法人の役員などの住所変更	不要	手続きの必要はありません。 福岡県外に本店などがある会社などの役員住所については法務局で修正しませんが、那珂川市への変更を希望する場合には証明書を添付して変更登記をすることができます。	

(5) 公共・公益的なもの

件名		手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1	電気(九州電力)	不要	手続きの必要はありません。 九州電力以外の電力会社については、ご確認ください。	九州電力(株)コールセンター Tel.0120-986-207 各電力会社など
2	上水道	不要	手続きの必要はありません。	春日那珂川水道企業団 料金課 住所/春日市原町2-30-2 Tel.092-571-7002
3	下水道	不要	手続きの必要はありません。	那珂川町 下水道課 Tel.092-953-2211 (内線432~434)
4	ガス(西部ガス)	不要	手続きの必要はありません。 西部ガス以外のガス会社については、ご確認ください。	西部ガス(株)コールセンター Tel.0570-000-312 各ガス会社など
5	固定電話(NTT)	不要	手続きの必要はありません。 NTT以外の回線を使用されている場合は、契約している通信会社へお問い合わせ下さい。	NTT西日本 116(局番なし) 携帯電話・PHSからは、 Tel.0800-2000-116
6	携帯電話(NTTdocomo)	不要	手続きの必要はありません。	ドコモインフォメーションセンター ・ドコモの携帯電話から 151 ・一般電話などから Tel.0120-800-000
7	携帯電話(au)	必要	手続きが必要です。 問い合わせ先へご確認ください。パソコン、携帯電話、スマートフォンからも手続きが可能です。	auお客様サポート ・auの携帯電話から 157 ・一般電話などから Tel.0077-7-111
8	携帯電話(SoftBank)	必要	手続きが必要です。 問い合わせ先へご確認ください。パソコン、携帯電話、スマートフォンからも手続きが可能です。	ソフトバンクカスタマーサポート ・SoftBankの携帯電話から 157 ・一般電話などから Tel.0800-919-0157
9	日本放送協会(NHK)	不要	手続きの必要はありません。	NHK福岡放送局 Tel.092-715-7111

(6) 学校・保育所(園)・幼稚園・勤務先など

件名	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1 町内の小学校・中学校・高校	不要	手続きの必要はありません。	小中学校 那珂川町教育委員会 学校教育課 Tel.092-953-2211 (内線262・263) 高校 福岡女子商業高等学校 Tel.092-952-2231
2 上記以外の学校(町外の学校)	要確認	各学校にご確認下さい。	各学校など
3 町内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園・届出保育施設・学童保育所	不要	手続きの必要はありません。	那珂川町 子育て支援課 Tel.092-953-2211 (内線152~154)
4 町外の保育所(園)など	要確認	各保育所(園)などにご確認下さい。	各保育所(園)など
5 勤務先	要確認	各勤務先にご確認下さい。	各勤務先

(7) その他

件名	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1 一般廃棄物収集運搬業などの許可書	不要	手続きの必要はありません。	那珂川町 環境課 Tel.092-953-2211 (内線184~186)
2 簡易給水施設などの住所変更	不要	手続きの必要はありません。	那珂川町 環境課 Tel.092-953-2211 (内線182・183)
3 医療施設などの許可	不要	手続きの必要はありません。	筑紫保健福祉環境事務所 総務企画課 企画指導係 住所/大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎2階 Tel.092-513-5610
4 医療法人の定款又は寄付行為の変更認可申請	必要	詳細はお問い合わせ下さい。	
5 病院、診療所、助産所に係る許可証	不要	手続きの必要はありません。	



件名		手続き	手続き方法など	問い合わせ先
6	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士などの免許	不要	手続きの必要はありません。	筑紫保健福祉環境事務所 総務企画課 企画指導係 住所／大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎2階 Tel.092-513-5610
7	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局などに係る許可など	不要		
8	毒物、劇物の販売業などの登録	不要		
9	麻薬取扱者免許	不要		
10	調理師の免許	不要	手続きの必要はありません。	筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課 健康増進係 住所／大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎2階 Tel.092-513-5583
11	肝炎治療受領証	不要		
12	特定医療費(指定難病)医療受領者証	不要		
13	小児慢性特定疾病医療費受領証	不要		
14	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証	不要		
15	被爆者健康手帳	不要		
16	被爆者対策事業に関する各種手当証書	不要		
17	被爆者一般疾病医療機関指定通知書	不要		
18	介護保険サービス事業者の指定申請	不要	手続きの必要はありません。	筑紫保健福祉環境事務所 社会福祉課 住所／大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎2階 Tel.092-513-5626
19	障がい福祉サービス事業者の指定申請	不要		



件名		手続き	手続き方法など	問い合わせ先
20	保育所設置認可 届出保育施設設置届	不要	手続きの必要はありません。	筑紫保健福祉環境事務所 社会福祉課 住所／大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎2階 Tel.092-513-5626
21	母子父子寡婦福祉資金 貸付金借用書	不要		
22	ふくおか・まごころ駐車場 利用証	不要		
23	食品衛生法に基づく 各種営業許可証	不要	手続きの必要はありません。	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 食品衛生係 住所／大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎2階 Tel.092-513-5582
24	ふぐ処理師、 製菓衛生師免許	不要		
25	動物取扱業登録	不要	手続きの必要はありません。	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 生活衛生係 住所／大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎2階 Tel.092-513-5599
26	旅館業営業許可	不要		
27	公衆浴場営業許可	不要		
28	興行場営業許可	不要		
29	遊泳用プールの住所変更	不要		
30	特定建築物の住所変更	不要		
31	建築物における衛生的 環境の確保に関する 事業所の住所変更	不要		
32	美容所、理容所、 クリーニング所の住所変更	不要	福岡県保健医療介護部 生活衛生課 営業指導係 住所／福岡市博多区東公園7-7 Tel.092-643-3279	
33	クリーニング師の免許証に 係る住所変更	不要		

件名	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
34 美容師、理容師の免許証に係る住所変更	不要	手続きの必要はありません。	(公財)理容師・美容師試験研修センター 住所／東京都江東区有明3-7-26 Tel.03-5579-0910
35 結核患者票	不要	手続きの必要はありません。	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係 住所／大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎2階 Tel.092-513-5584
36 結核指定医療機関指定に係る指定書	不要		
37 温泉利用許可	不要	手続きの必要はありません。	筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課 住所／大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎4階 Tel.092-513-5611
38 浄化槽設置届	不要		
39 産業廃棄物処理業の許可など	不要	手続きの必要はありません。	筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課 住所／大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎4階 Tel.092-513-5612
40 自動車リサイクルの許可など	不要		
41 環境関係の届出など	不要		
42 狩猟免許・狩猟登録	不要	手続きの必要はありません。	福岡農林事務所 農山村復興課 住所／福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 福岡西総合庁舎6F Tel.092-735-6123
43 戦傷病者手帳	不要	手続きの必要はありません。 そのまま使用できます。	福岡県 保護・援護課 Tel.092-643-3301
44 たばこ小売販売業の許可	不要	手続きの必要はありません。	福岡財務支局 理財課 住所／福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 (福岡合同庁舎本館4F) Tel.092-472-3985 日本たばこ産業(株) 九州支社 住所／福岡市博多区美野島1-2-8 NTビル8F Tel.092-303-0243
45 酒類販売業免許	不要	手続きの必要はありません。	博多税務署 酒類指導官 住所／福岡市東区馬出1丁目8番1号 Tel.092-641-8131
46 労働安全衛生法による免許証など	不要	手続きの必要はありません。	福岡労働局 労働基準部 安全課 住所／福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館4F) Tel.092-411-4891



件名		手続き	手続き方法など	問い合わせ先
47	雇用保険事業主事業所 各種変更届	不要	手続きの必要はありません。	福岡南公共職業安定所 住所／春日市春日公園3-2 Tel.092-513-8609
48	雇用保険失業等給付金 受給中の方の氏名、 住所変更届	不要		
49	ハローワークへの 求人申込事業者	不要		
50	ハローワークへの 求職登録者	不要	手続きの必要はありません。	最寄りの公共職業安定所など
51	古物・質屋関係 古物営業許可証・古物市場主 許可証の住所変更、 古物営業所の管理者の本籍・ 住所変更	不要	手続きの必要はありません。 個別に許可証などの書換え申請の 必要のある方は、右記にお問い合 わせ下さい。	春日警察署 生活安全課 住所／春日市原町3丁目1番地21 Tel.092-580-0110
52	風俗関係 風俗営業許可証・風俗営業 関連営業届書の住所変更、 風俗営業所の管理者の 本籍・住所変更	不要		
53	銃刀法関係 銃砲刀剣類所持許可証の 所有者の本籍・住所変更	不要		
54	警備・探偵関係 警備業認定証所有者の営業 所在地の変更、探偵業届出 証明書の所在地名称の変更	不要		
55	図書カード (ミリカロードン那珂川)	不要	手続きの必要はありません。	那珂川町図書館 住所／那珂川町仲2丁目5番1号 Tel.092-954-3737
56	献血カード	不要	手続きの必要はありません。 次回献血時に住所変更をして下さい。	日本赤十字社 福岡県赤十字血液センター 住所／筑紫野市上古賀1丁目2番1号 Tel.092-921-1400

※この手続き一覧に記載のないものについては、直接、関係機関にご確認下さい。

※上記機関からの証明などを使用する際に、住所変更の手続きが必要となる場合があります。



住所表示等の変更に関する お知らせ及び証明書について

住所表示等の変更に関するお知らせ及び証明書については以下のとおりです。
各種手続きなどで証明書が必要となる場合にご利用ください。

1. 「住所表示等の変更に関するお知らせ」 について

平成30年10月1日現在で那珂川市に住民登録がある世帯に対し、新住所、旧住所及び新本籍（那珂川市に本籍がある方のみ）を記載した「市制施行に伴う住所表示等変更に関するお知らせ」を郵送します。

ご自身の新しい住所表示などの確認にご利用下さい。

※このお知らせは、10月1日以降に郵送します。

旧住所	福岡県那珂川市西園1丁目1番1号		
新住所	福岡県那珂川市西園1丁目1番1号		
世帯主	那珂川 太郎	新本籍	福岡県那珂川市西園1丁目1番1号
世帯員	那珂川 花子	新本籍	福岡県那珂川市西園1丁目1番1号
	那珂川 秀樹	新本籍	
		新本籍	
		新本籍	

サンプル

2. 「住所表示等の変更を証明する書類」 について

「住所表示等の変更を証明する証明書」を発行します。各種手続きなどで証明書が必要となる場合にご利用下さい。

(1) 住所表示等変更証明書

申請者の個人名や、変更前と変更後の住所などを記載した証明書です。

申請窓口	住民課
発行時期	平成30年10月1日から
手数料	無料
必要なもの	本人が確認できるもの (運転免許証、保険証、パスポートなど)
問い合わせ先	住民課(内線112~114)

(2) 市制施行証明書

主に法人には、市制が施行されたことを証明する書類を発行します。この証明書には、個人名、団体名、住所などは記載されません。

申請窓口	住民課、市制推進室
発行時期	平成30年10月1日から
手数料	無料
必要なもの	特にありません
問い合わせ先	市制推進室(内線224)

氏名	那珂川 太郎
生年月日	昭和 年 月 日
住所	変更前 福岡県那珂川市西園1丁目1番1号
	変更後 福岡県那珂川市西園1丁目1番1号
本籍	変更前 福岡県那珂川市西園1丁目1番1号
	変更後 福岡県那珂川市西園1丁目1番1号

サンプル

市制施行証明書

地方自治法第8条第3項の規定に基づき、平成30年10月1日をもって福岡県那珂川市は、福岡県那珂川市となりました。

平成30年10月1日
福岡県那珂川市長 武末茂 署印

サンプル



医療証などの発送時期一覧

住所表示などの変更に伴い、現在ご使用いただいている医療証などを交換させていただく場合があります。詳しくは以下をご参照下さい。



(1) 被保険者証・医療証など

件名	時期	内容	問い合わせ先
1 国民健康保険の ・被保険者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・はり・きゅう受療証	9月下旬	新しい被保険者証などを送付いたします。10月1日以降、住所に那珂川町と表記されている被保険者証、または有効期限が平成30年9月30日までの被保険者証は破棄してください。	那珂川町 住民課 Tel.092-953-2211 (内線124・125)
2 介護保険の ・被保険者証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証			那珂川町 高齢者支援課 Tel.092-953-2211 (内線145～147)
3 後期高齢者医療制度の ・被保険者証			那珂川町 住民課 Tel.092-953-2211 (内線127)
4 後期高齢者医療制度の ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・はり・きゅう受療証	10月下旬		
5 こども医療証	9月下旬	新しい医療証などを送付いたします。10月1日以降、住所に那珂川町と表記されている医療証などを破棄してください。ただし、更新手続きが必要な人は、8月に案内します。	那珂川町 住民課 Tel.092-953-2211 (内線128)
6 重度障害者医療証			那珂川町 住民課 Tel.092-953-2211 (内線128)
7 ひとり親家庭等医療証			那珂川町 住民課 Tel.092-953-2211 (内線128)



町章 町の木 町の花 町の鳥 町民憲章について



町章

町章は、町の中央を流れる那珂川のナをもりこんで"緑と水のまち"をあらわしています。
(昭和48年8月10日制定)



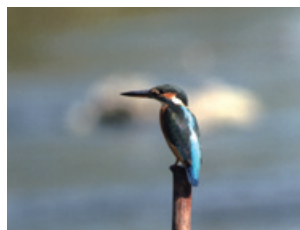
町の花 筑紫シャクナゲ

町の山中に昔から自生している低木で、緑の中に華麗に咲く花は自然豊かな那珂川町のシンボルにふさわしいものです。
(昭和51年10月23日制定)



町の木 ヤマモモ

町内に多く自生している常緑樹で、よく葉が茂り、その緑は憩いを感じさせてくれます。雄々しい樹幹はよく水分を含み、青々とした葉の色は、水と緑の本町のイメージに非常によく合います。
(昭和51年10月23日制定)



町の鳥 カワセミ

町を貫流する清滝那珂川に生息するきれいな色彩と姿態の鳥で、自然豊かな那珂川を象徴するものです。
(平成4年12月14日制定)

那珂川町町民憲章(昭和57年3月28日制定)

わたくしたちのまち那珂川町は、那珂川にはぐくまれ、自然に恵まれた、かぎりなく発展するまちです。
わたくしたちは、この町の町民であることに誇りを持ち、住みよいまちをめざし、ここに町民憲章をさだめます。

自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくりましょう

きまりを守り 助け合う心豊かなまちをつくりましょう

からだをきたえ 健康で明るいまちをつくりましょう

勤労を尊び 暮らし豊かなまちをつくりましょう

歴史遺産を守り 文化の香りたかいまちをつくりましょう

上記の町章・町の木・町の花・町の鳥・町民憲章は、市制施行後も、市章・市の木・市の花・市の鳥・市民憲章として継承していきます。

発行／那珂川町 平成30年6月

編集／那珂川町 総務部 市制推進室

〒811-1292 福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号
Tel:092-953-2211 Fax:092-953-0688

